

2020年4月1日（最終改訂）

PTA 役員会

このガイドラインは、大豆戸小学校 PTA が「大豆戸小学校 PTA メール配信システム」（以下、「ミマモルメ」とします。）を有効に活用し、適切に運用していくため、会員のみなさんの間で共通の理解をもつことが必要だとの考えの下にお知らせするものです。

1. メール配信システムの目的について

「ミマモルメ」は、より早く確実に必要な情報を PTA 会員に伝えるために運用します。

2. 利用者について

- (1) 「ミマモルメ」を利用できるのは、大豆戸小学校児童の保護者、教職員またはそれに準ずる方で、メールによる情報配信サービスの使用を希望する方です。
- (2) 利用を希望する方は、自分で携帯電話、パソコンなどからインターネットに接続し、配信を希望する電子メールアドレスを登録することによって利用者になることができます。
- (3) システムの維持管理に必要な費用は発生しません。しかし、登録時のインターネット接続のための通信費や、メールを送受信するための通信費は、各利用者で負担いただきます。

3. 配信される情報について

- (1) 「ミマモルメ」によって配信された情報は、原則として、利用者が自らの責任で確認する必要があります。
- (2) 利用者に対して配信される情報は、大きく分けて緊急情報と一般連絡の二種類です。それぞれの具体的な配信内容は、次のとおりです。

[緊急情報]

- ① 感染症の発生や気象警報発令による臨時休校・授業時間変更に係る緊急連絡
- ② 災害発生時等の児童引取りについての緊急連絡
- ③ 不審者情報（明らかに被害があり、犯人が捕まっていない場合に限る。）など児童の安全についての情報
- ④ 天候による学校や PTA 行事の日程変更についての緊急連絡
- ⑤ その他緊急に利用者に知らせるべき情報であると学校長が判断したもの

〔一般連絡〕

- ① 学校行事やPTA 行事の開催連絡
- ② その他利用者に連絡が必要であると学校長が判断したもの
- (3) 情報を配信する場合は、配信元や内容の緊急性が適切に伝わるように配慮します。
- (4) 配信された情報についてご不明な点がある場合には、学校に問い合わせてください。
配信されたメールに返信して問い合わせることはできません。

4. 「ミマモルメ」の構成と管理者について

- (1) 「ミマモルメ」には、利用者別によって、グループに分けることができます。また、これらグループは追加することができます。
 - ① 児童グループ … 学校やPTA から保護者向けの情報連絡に用います。
 - ② 学年グループ … 各学年毎の連絡に用います。
 - ③ 教職員グループ … 教職員間の情報連絡に用います。
 - ④ PTA グループ … PTA 役員や委員が PTA 活動に係る情報連絡に用います。
 - ⑤ その他グループ … 「放課後キッズクラブ」や「まめどサポーターズ」などの情報連絡に用います。
- (2) 「ミマモルメ」の運用にあたっては、情報の発信を行える管理者を置きます。管理者は、学校長やPTA 会長のほか、グループ構成を踏まえて役員会で決定します。
- (3) 管理者は、情報の配信にあたって個人情報の保護に十分に注意しなければなりません。特に、利用登録の状況把握のための情報などは、管理者が責任をもって管理し、必要がなくなれば適切に処分することが必要です。
- (4) 利用者は、配信された内容が、このガイドラインに定める目的以外の目的に利用されることがないように配慮することが必要です。管理者も、仮に配信内容が利用者以外の者に漏れた場合でも、児童の安全を脅かしたり、保護されるべき個人情報の漏えいを招いたりすることのないよう、配信内容に十分に注意する必要があります。

5. 登録、変更または解除について

- (1) 電子メールアドレスの登録、変更または解除は、学校より配布された東急セキュリティ発行の ID 票をもとに、利用者の責任で行ってください。また、年度途中の転出・転入に伴う場合は、学校にその旨を伝えてください。
- (2) 登録された利用者が「ミマモルメ」を利用できるのは、原則として在校期間中です。具体的には、登録を行った時点から、卒業するまで、もしくは転出するまでとします。
- (3) システムの不正使用を防ぐために、利用者は、登録のためのログイン ID やパスワードなどの情報を関係者以外の者に知られることがないように十分に注意してください。

6. 児童引取りなど緊急時の利用に関する注意事項

大規模な自然災害発生時などには委託先のメールサーバーがダウンする場合がありますため、各利用者は、メールや地区連絡網での連絡がなかった場合でも、学校から配布されている『各種警報発令および災害等発生時における児童の安全確保について』に従い、学校に児童を引き取りに来るようにしてください。

7. その他

- (1) 緊急情報の連絡に「ミマモルメ」を利用する場合など、学校長の判断で、このガイドラインによらない運用を行う場合があります。また、役員会は、必要に応じて、このガイドラインに書いていない事項を定めたり、ガイドラインの内容を変更できるものとしませんが、その場合には速やかに PTA 会員にお知らせします。
- (2) 運用全般について不明な点を問い合わせることができるよう、年度ごとにメール配信システムに関する問合せ先を PTA 会員にお知らせします。

以上

*改訂履歴

平成 28 年 4 月 1 日

- 2. (3) システム維持管理費用について
- 3. (4) 問い合わせ先の変更について
- 4. (1) 利用者のグループ分けについて
- 5. 登録、変更または解除について

平成 29 年 4 月 1 日

名称変更について 「まめネット」(前) → 「ミマモルメ」(新)